

廃棄物少量排出事業者への戸別収集について

事業活動（※1）から出たごみは自己処理（※2）が原則です。

しかし廃棄物の少量排出事業者は許可業者との契約が困難であるという理由から、事業所から出るごみが市の規定量範囲内の場合は、事前登録をして頂いた上で特例的に、市で事業系一般廃棄物の戸別収集を行います。

（※1）

事業活動とは、商店や会社などの事業活動だけでなく、営利を目的としない公共公益事業も含まれます。

（※2）

ここでいう『自己処理』とは、許可業者へ処理を依頼することも含めます。なお、許可を持たない第三者に運搬などごみの処理を依頼することは法律で禁じられています。

廃棄物の野外焼却（野焼き、法定基準を満たさない焼却炉での処理）は法律で禁止されています。

不法投棄は重い刑罰が規定されている犯罪行為です。

● 対象となる廃棄物

可燃系の事業系一般廃棄物（※3）

（※3）

“可燃系”とは、町田市のごみにおける分類で、“燃やせるごみ”に該当する物をいい、“事業系一般廃棄物”とは、事業活動に伴って生じた産業廃棄物（※別紙をご覧ください。）以外の廃棄物をいいます。

（注意）

事業所から排出される金属、ガラス、廃油、プラスチックなどの産業廃棄物は例え少量であったとしても市が収集したり、清掃工場で受け入れることはできません。必ず産業廃棄物又は特別管理廃棄物の許可業者に処理を委託してください。

また、資源物（ビン・カン・古紙・古着など）は資源回収業者に委託するか、問屋へ直接持ち込んでください。

● 収集の対象となる事業者

以下の項目全てに該当する事業者

①町田市内の事業所

②1回30リットル相当袋×2袋以内の排出事業者

※ 一事業所から排出される廃棄物の総量が②の基準を超える場合は、一般廃棄物許可業者へ処理を委託するか、直接市へ持ち込んでください。

（注意）次の場合は対象となりません。

・可燃系の事業系一般廃棄物について2袋を市の収集に出し、その他を自己処理する場合。

●登録申込の方法

3R推進課又は南収集事務所へ①少量排出事業者登録申込書②82円切手を貼付した返信用封筒を直接お持ちいただくか、郵送してください。FAX等での受付は行っておりません。申請内容を確認した後、『少量排出事業者登録証』により、通知いたします。収集開始希望日の2週間前までには登録申請を行ってください。

●事業系指定収集袋の大きさ及び値段

30リットル（青／半透明）	1,800円（10枚入り／一枚180円）
---------------	----------------------

●事業系指定収集袋の購入方法

町田市指定収集袋販売店のうち、事業系指定収集袋を取り扱っている販売店から指定収集袋を購入して下さい。

●事業系指定収集袋の排出方法

廃棄物を出す際には、事業系指定収集袋の記入欄に決定通知に記載されている登録番号を必ず記入し、登録申請書に記入した、道路に面した敷地内に、朝8：30までにお出し下さい。

（注意）

廃棄物が長くても、たたんだり、丸めたりして袋に入れば収集いたします。指定収集袋はレジ袋形式で縛ることができますので、散乱防止のため必ず口を縛って出してください。

また、動物被害を防ぐ目的で容器等を利用される場合は、ネット等の中身が確認でき、かつ収集しやすい物をご利用下さい。蓋付のポリバケツなどで排出されますと、中身が見えず、収集効率が下がりますので、ご遠慮下さい。

※ 産業廃棄物や資源物の混入などルール違反が見られた場合は、回収を行いません。

また、後日調査、指導を行う場合があります。

●収集回数など

- ① 収集は週2回です。
- ② 一度の収集に出せるのは2袋までです。
- ③ 収集日の朝8時30分までに出してください。

●住居併用事業所(事業所と住居が同じ建物)の場合は・・・

住居併用事業所については廃棄物を“家庭系”と“事業系”に明確に分け、それぞれの基準に従ってお出し下さい。(家庭系の指定袋で、事業系の廃棄物を出すことはできません。)

● テナントビル等へ入居の場合

テナントビル等で複数の事業所が入居している場合、一事業所ごとのごみ排出量は少量でもビル単位になれば、廃棄物処理業者へ委託できる場合があります。

事業所ごとに市へ申し込む場合と比較してみることをお勧めします。

また同じビル内で廃棄物処理業者に委託している事業所がある場合、集積所は別に設定していただくことになります。

廃棄物少量排出事業者の戸別収集についての申込先・お問い合わせ先

【3R推進課】

〒194-0202 町田市下小山田町3160

町田リサイクル文化センター内

電話（042）797-7111